

まずはご相談ください ひとり親家庭の親の就業・就学を支援

問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX 229-3451 各総合支所市民福祉課(福祉課)

ひとり親家庭の親が就労し、安定した収入を得て自立することを促進するため、就業に役立つ資格の取得や学び直しを支援します。いずれも児童扶養手当受給者と同様の所得水準である市内に在住のひとり親家庭を対象としています。給付を受けるには、事前相談が必要です。事前相談の予約は直接窓口または電話でこども支援課、各総合支所市民福祉課(福祉課)へご連絡ください。

・・・自立支援教育訓練給付金・・・

医療事務や介護福祉などの仕事に必要な技能や資格を取得するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。支給には受講前に申請し、対象講座の指定を受ける必要があります。

対 象 ひとり親家庭の親で、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められ、過去に同給付金を受けたことがない人

支給額 受講料の6割相当額 ※上限あり

・・・高等職業訓練促進給付金等・・・

看護師(准看護師含む)、保育士、調理師の国家資格など、就業に有利となる資格取得のため1年以上養成機関で学ぶ場合に給付金を支給します。

高等職業訓練促進給付金

支給額(月額) 市民税非課税世帯…10万円、市民税課税世帯…7万500円(取得資格により最長4年間) ※修学の最終年の12カ月は4万円増

高等職業訓練修了支援給付金(修業課程修了後)

支給額 市民税非課税世帯…5万円、市民税課税世帯…2万5,000円

いずれも

対 象 ひとり親家庭の親で次の要件を全て満たす人

- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
 - ・仕事または育児と修学の両立が困難であると認められる人
 - ・過去に同給付金を受けたことがない人
 - ・同趣旨の給付金(求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金など)を受給していない人
- ※令和3年4月1日～令和5年3月31日に修業を開始する場合に限り、訓練期間6カ月以上のデジタル分野などの民間資格も対象となります。

・・・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業・・・

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)の受講費用の一部を支給します。

対 象 ひとり親家庭の親および児童で、当該試験合格が適職に就くために必要であると認められる人

支給額 受講開始時…受講費用の3割、受講修了時…受講費用の1割、合格時…受講費用の2割(受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給) ※いずれも上限あり

「母子・父子自立支援プログラム策定員」が 仕事探しをお手伝いします

就業を希望するひとり親家庭の親を対象に、ハローワークなどの関係機関と連携して就業と自立を支援します。

相談日 毎週火・木曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く) ※予約優先。予約は直接窓口または電話、専用メールフォームでこども支援課へ

場 所 こども支援課(市本庁舎3階)



相談予約専用
メールフォーム

令和4年度からの 児童手当の現況届について

津市では、受給者の現況を住民基本台帳などで確認できる場合、現況届を提出不要としました。公簿で現況を確認できない一部の人へは、6月上旬に現況届を郵送しますので、期日までに提出してください。